

**射水市都市公園等ストック再編
基本計画
(案)**

**令和8年1月
射 水 市**

<目 次>

第1章 計画の概要…………… 1

| | |
|---------------|---|
| 1. 計画策定の背景と目的 | 1 |
| 2. 計画の位置づけ | 2 |
| 3. 計画期間 | 2 |
| 4. 計画の対象区域 | 2 |
| 5. 対象とする公園緑地 | 3 |

第2章 現況と課題…………… 4

| | |
|-------------------|----|
| 1. 本市の人口 | 4 |
| 2. 公園緑地の整備状況 | 6 |
| 3. 公園緑地の配置状況 | 7 |
| 4. 公園緑地の設置経過年数 | 8 |
| 5. 主要施設の設置状況 | 9 |
| 6. 公園緑地の維持管理状況 | 12 |
| 7. 公園緑地の利活用状況 | 13 |
| 8. 市民の利用状況や意向について | 14 |
| 9. 現況と課題の整理 | 16 |

第3章 公園緑地の再編に向けて…………… 18

| | |
|-----------------|----|
| 1. 公園緑地の効果とは | 18 |
| 2. 基本方針 | 19 |
| 3. 再編の考え方 | 20 |
| 4. 今後の取組 | 23 |
| 5. 目標設定と計画の進行管理 | 27 |

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

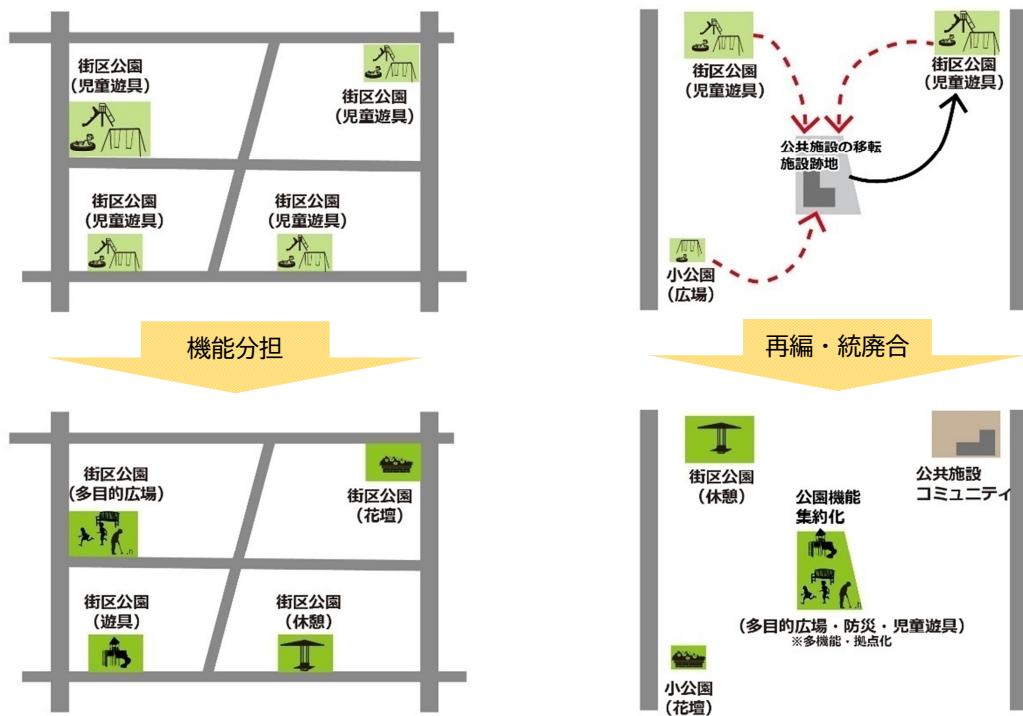
本市には、都市公園が152箇所（約221ha）整備されており、そのうち県管理の都市公園を除いた150箇所（約116ha）及び公共施設緑地（その他公園）152箇所（約9ha）において計画的に更新などの維持管理を行っています。整備時にはそれぞれ明確な目的と役割を担ってきたところですが、その多くが設置から30年以上経過し、施設の老朽化に伴う修繕・更新・撤去の急増や樹木の成長により、今後の維持管理費の増大が懸念されています。

また、身近な公園緑地の管理・保全については、地域型市民協働事業により実施していますが、高齢化等による担い手不足から、継続が困難になると予想されています。

のことから、本市が管理する公園緑地の現況を整理・評価した上で、配置の適正化や機能の再編、統廃合の方針を示し、地域の実情に応じた適正な配置と施設整備を進め、利用ニーズの変化に対応した使いやすい公園づくりを目指します。

【都市公園等ストック再編（公園緑地の機能分担、再編・統廃合）のイメージ】

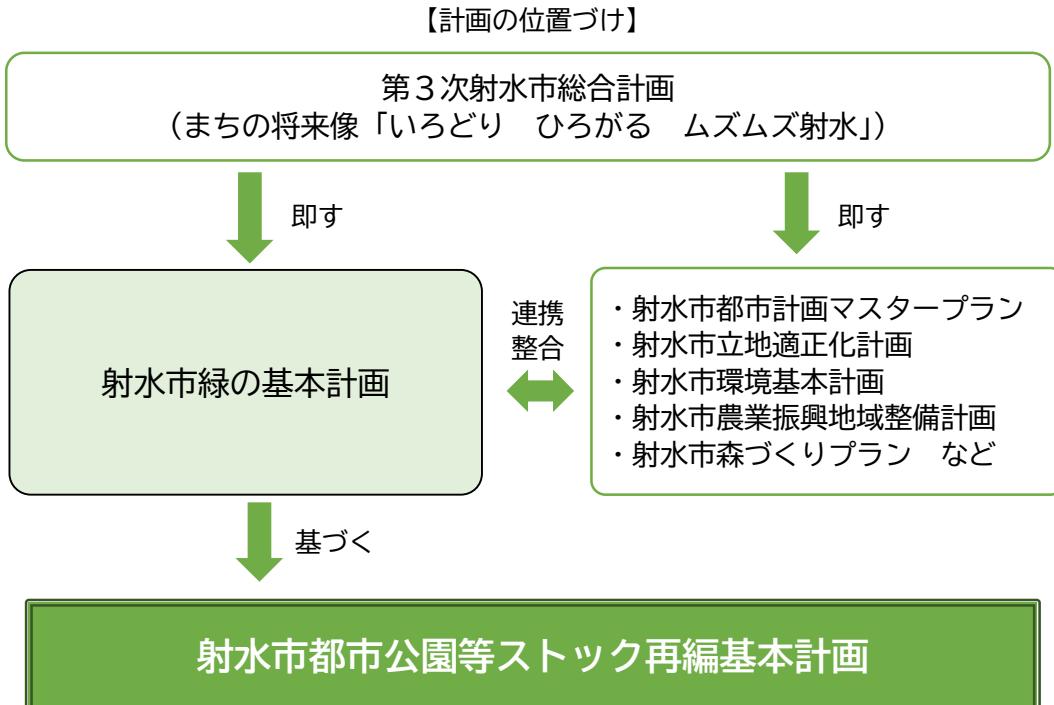
類似機能を持つ複数公園が近接配置されている場合において、可能な限り各公園の機能が重複しないように再整備したり、公共施設の廃止や統廃合と合わせて、周辺の公園の集約化やテーマの異なる公園へ再整備することをイメージしています。



出典:射水市緑の基本計画

2. 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第3次射水市総合計画」や各種関連計画などとの整合を図り、総合的に都市における緑地の保全や緑化の推進に関して方針を定めた「射水市緑の基本計画（令和6年3月策定）」に基づく計画として位置づけます。



3. 計画期間

本計画の期間は、射水市緑の基本計画に基づき、概ね 20 年後の令和 25(2043)年度を目標年次とします。

4. 計画の対象区域

対象区域は、行政区域全域を対象とします。

5. 対象とする公園緑地

本計画において評価の対象とする公園緑地は、本市で管理する都市公園とその他公園（都市公園法に準じて管理する公園緑地）です。

【対象とする公園緑地】

| 区分 | 内容 | 箇所 | 面積(ha) |
|--------|---|-----|--------|
| 都市公園 | 街区公園 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。 | 115 | 20.48 |
| | 近隣公園 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区※当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。 | 9 | 17.50 |
| | 地区公園 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で1箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4ha 以上を標準とする。 | 3 | 13.44 |
| | 運動公園 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。 | 1 | 9.36 |
| | 風致公園 主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置する。 | 1 | 19.70 |
| | 歴史公園 史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で文化財の立地に応じ適宜配置する。 | 1 | 1.58 |
| | 都市緑地 主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む） | 19 | 32.76 |
| | 緑道 災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。 | 1 | 0.95 |
| 小 計 | | 150 | 115.77 |
| 公共施設緑地 | その他公園 市が都市公園法に準じて管理する公園緑地（児童遊園地、小公園、公民館緑地など） | 152 | 8.93 |
| 合 計 | | 302 | 124.70 |

※近隣住区=幹線街路等に囲まれた概ね 1km 四方（面積 100ha）の居住単位

出典：国土交通省 HP（公園とみどり）、富山県 HP（とやまの都市公園便利帳）

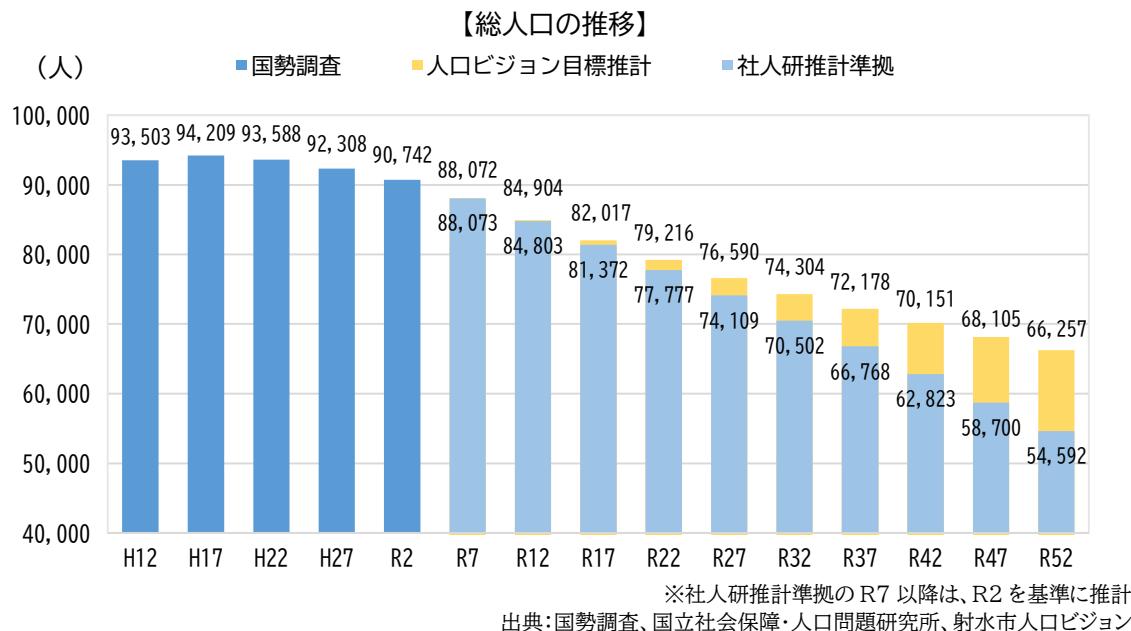
府内資料（令和7年4月1日時点）

第2章 現況と課題

1. 本市の人口

(1) 人口推移

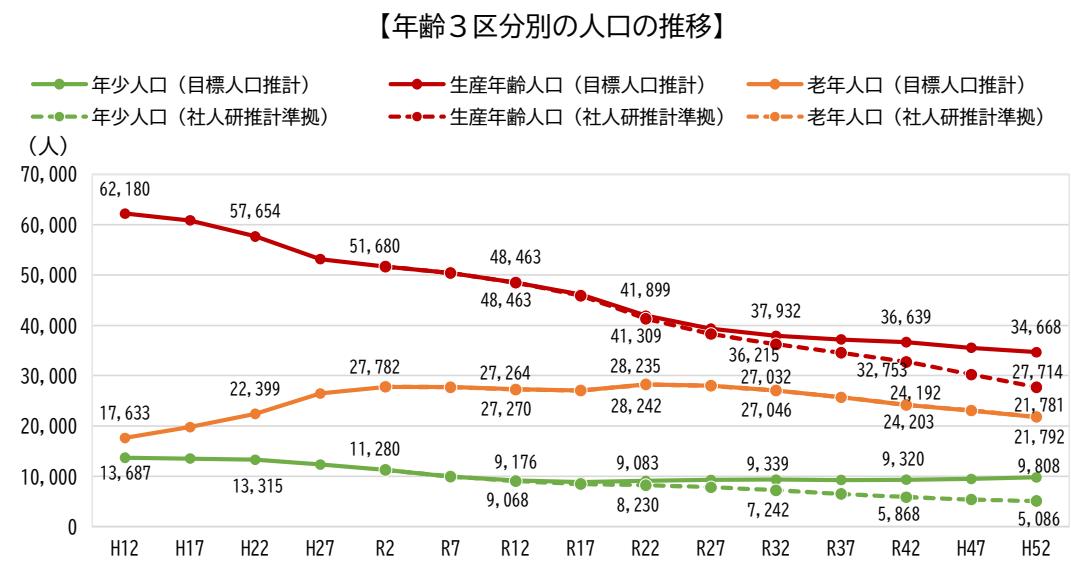
本市の人口は、令和2年で約9.1万人となっており、平成17年調査でピークを迎えて以降は減少傾向となっており、今後もこの傾向は続くと推計されています。



(2) 3区分の年齢別推移

年齢3区分人口は、令和2年で年少人口（15歳未満）が約1.1万人、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が約5.2万人、老人人口（65歳以上）が約2.8万人となっており、今後特に若い世代が減少すると見込まれています。

公園の維持管理の観点でみると、少子高齢化による担い手不足が懸念されます。

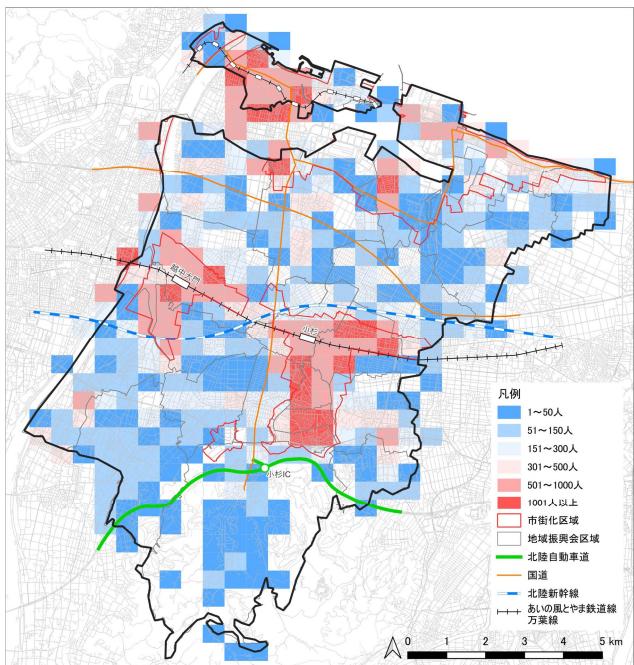


※社人研推計準拠のR7以降は、R2を基準に推計
出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所、射水市人口ビジョン

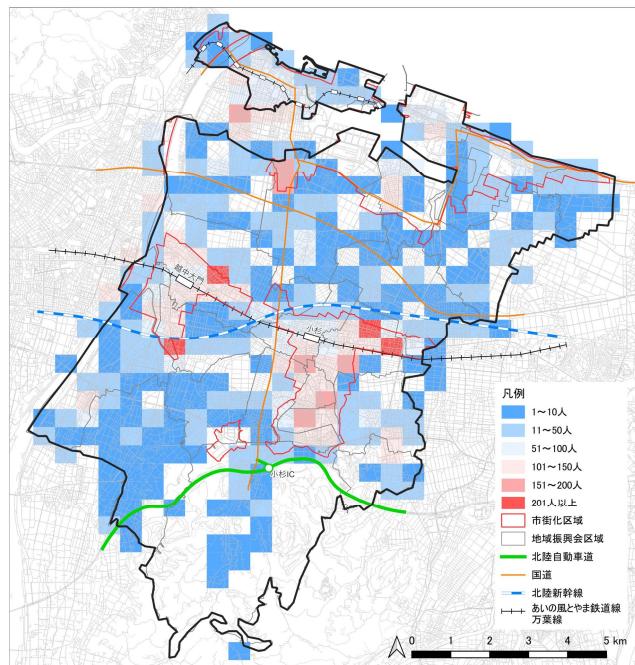
(3) 人口分布

本市の人口は、主に鉄道駅を中心に広がりが見られます。年少人口は大島エリアや小杉エリアの市街化区域で多くなっており、老人人口は新湊エリアの北西側や小杉エリアの中心部で多くなっています。

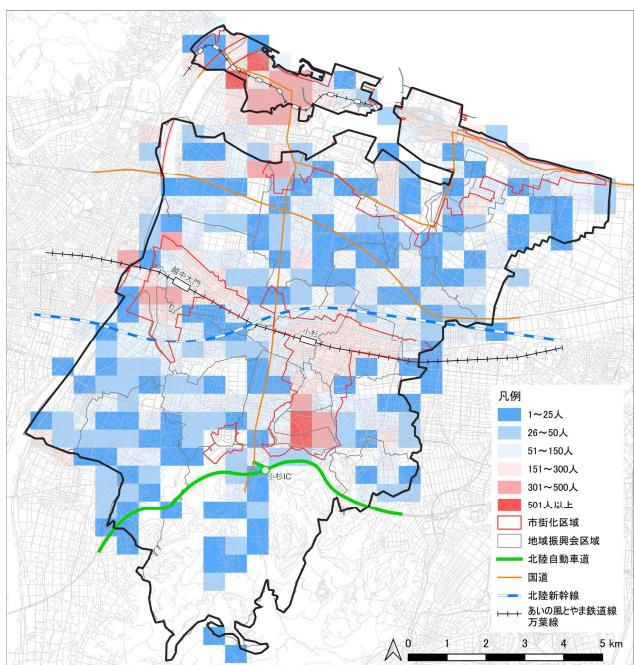
【500mメッシュ総人口】



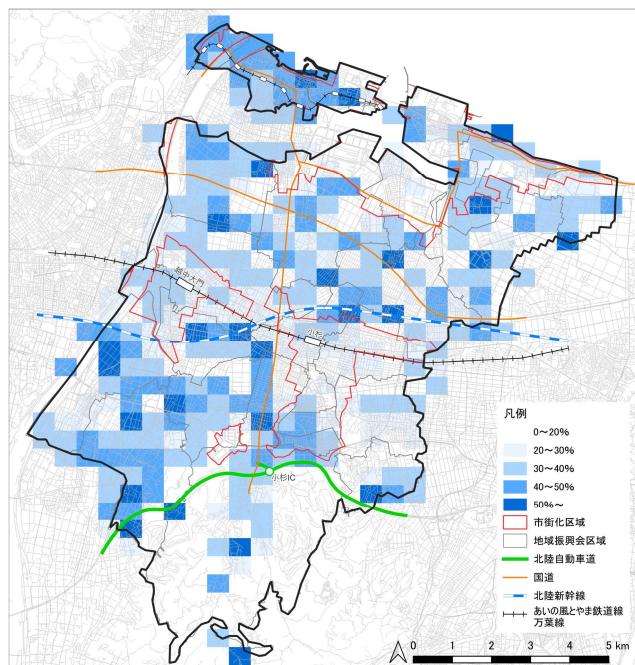
【500mメッシュ年少人口】



【500mメッシュ老人人口】



【500mメッシュ高齢化率】



資料:令和2年国勢調査

2. 公園緑地の整備状況

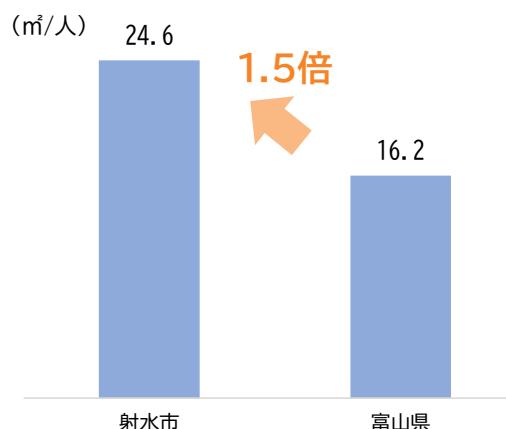
本市の公園緑地は、令和7年4月1日時点で、都市公園（県管理分を含む）が152箇所、その他公園が152箇所あり、合わせて304箇所、総面積は約230haです。

一人当たりの都市公園面積は24.6m²であり、富山県全体（16.2m²）と比較すると、約1.5倍と高い水準で整備されています。

【公園緑地数と面積】

| 区分 | 箇所 | 面積 (ha) | 備考 |
|--------|-------|------------|---------------------------------|
| 都市公園 | 街区公園 | 115 | 20.48 |
| | 近隣公園 | 9 | 17.50 三日曾根公園、グリーンパークだいもん、天池公園など |
| | 地区公園 | 3 | 13.44 足洗潟公園、大島北野河川公園、大島中央公園 |
| | 運動公園 | 1 | 9.36 歌の森運動公園 |
| | 風致公園 | 1 | 19.70 薩勝寺池公園 |
| | 歴史公園 | 1 | 1.58 中山公園 |
| | 広域公園 | 1 | 95.90 県民公園太閤山ランド(県管理) |
| | 緩衝緑地 | 1 | 9.70 県民公園新港の森(県管理) |
| | 都市緑地 | 19 | 32.76 海老江緑地、庄川右岸緑地、太閤山第1号緑地など |
| | 緑道 | 1 | 0.95 いさりび緑道 |
| 小計 | | 152 | 221.37 |
| 緑地公共施設 | その他公園 | 152 | 8.93 児童遊園地、小公園、公民館緑地など |
| 合計 | | 304 | 230.30 |

【一人当たりの都市公園面積の比較】



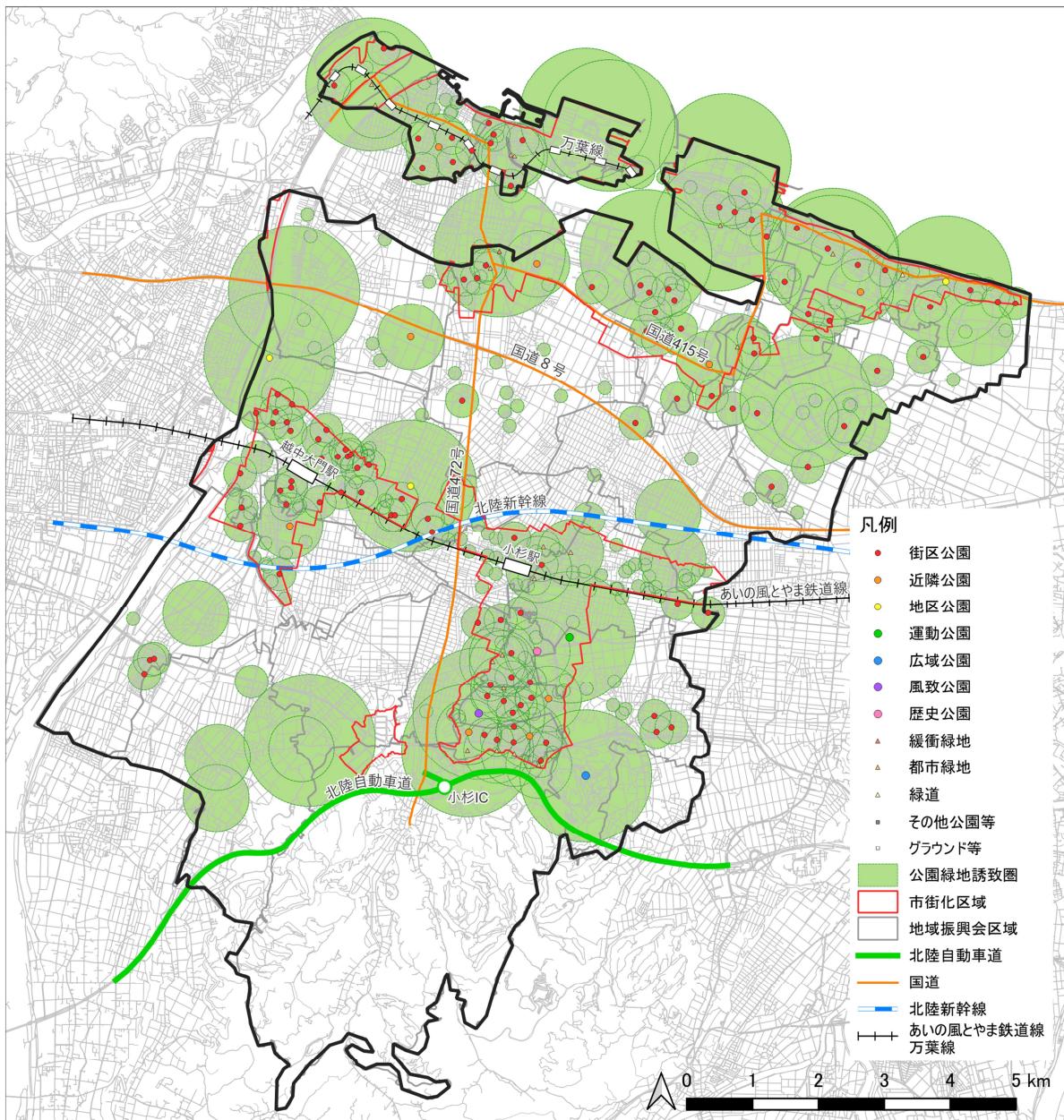
出典：府内資料（令和7年4月1日時点）

富山県 国土交通省都市公園データベース「都道府県別一人当たり都市公園等整備現況」（令和6年3月31日時点）

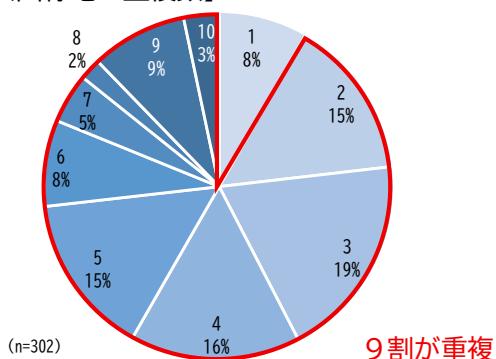
3. 公園緑地の配置状況

本市で管理する公園緑地の配置状況は、誘致圏^{※1}の視点で重複状況^{※2}を見ると、全体数の約9割が重複しています。特に越中大門駅の北側や太閤山地域で誘致圏の重複が多く見られます。

【公園緑地の誘致圏】



【公園緑地の重複数】



出典：府内資料（令和7年4月1日時点）

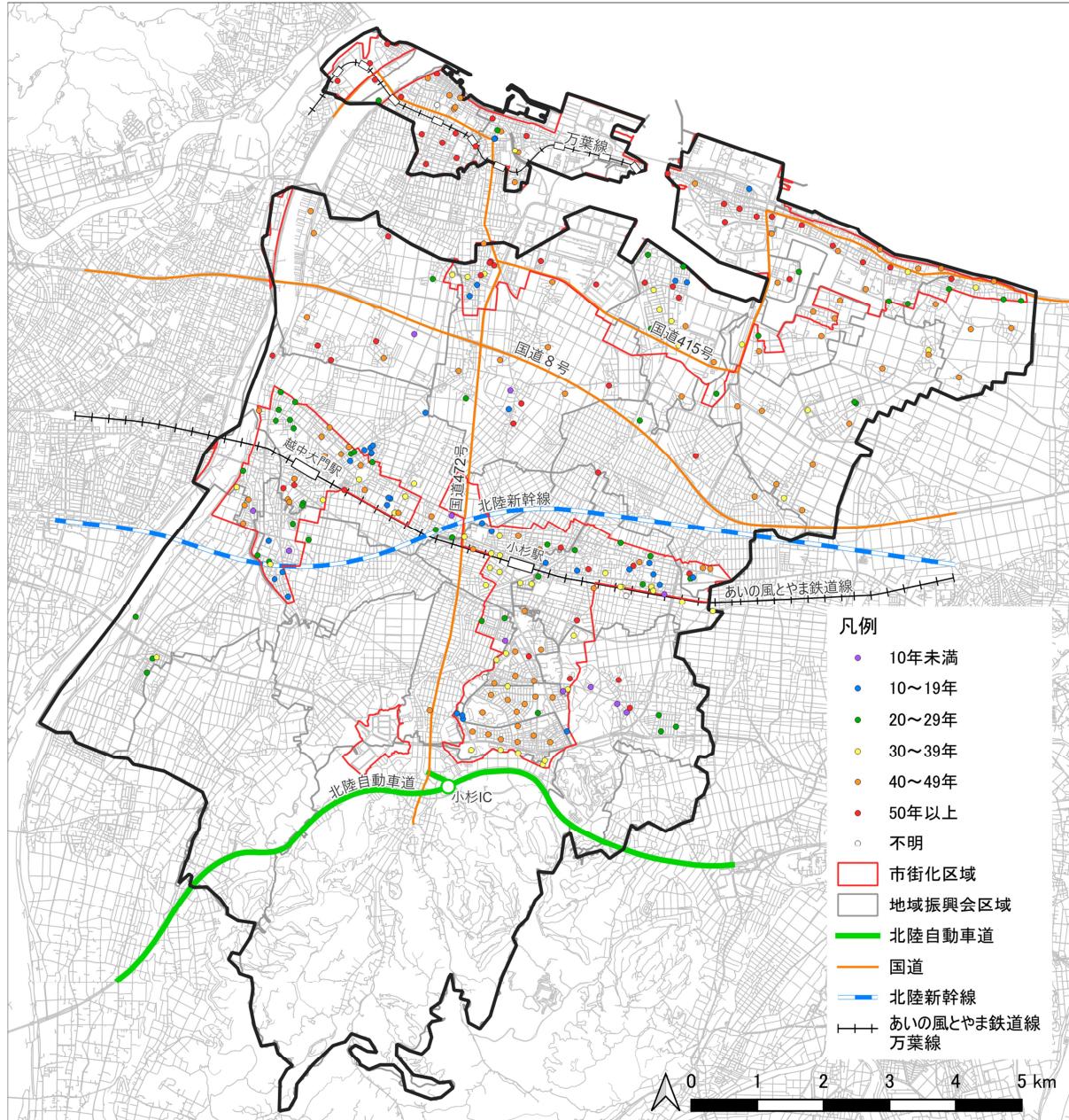
※1 誘致圏…公園の誘致距離の基準を基に、主に公園を利用する人の範囲を表した圏域をいう。位置は公園緑地の概ね中心を示す。公共施設緑地（その他公園、公共緑地、グラウンド及び市民農園）及び緑道は半径100m、街区公園は半径250m、近隣公園は半径500m、地区公園は半径1kmで設定している。また、運動公園・広域公園・風致公園・歴史公園・都市緑地はその面積が、街区公園・近隣公園・地区公園の標準面積を満たす公園種別の誘致距離を採用する。

※2 重複状況は、その他公園以外で市が管理する公共緑地（広場、市民農園、パークゴルフ場、地区グラウンドなど）や富山県で管理する都市公園に含まれない公園緑地の誘致圏も重ねて集計している。

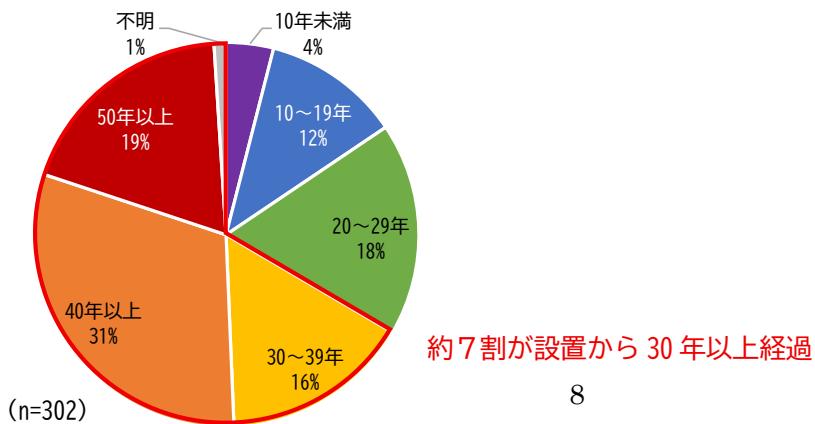
4. 公園緑地の設置経過年数

本市で管理する公園緑地は、全体数の約7割が設置から30年以上経過しており、その多くが新湊エリア北側及び小杉・大門・大島エリアの住宅地に集中しています。設置から年数が経過しているほど、公園施設が老朽化している傾向があります。

【設置経過年数別にみた公園緑地の分布】



【設置経過年数】



出典: 庁内資料(令和7年4月1日時点)

*位置は公園緑地の概ね中心を示す。

*2025年を基準年とする。

5. 主要施設の設置状況

本市で管理する都市公園は、「射水市公園施設長寿命化計画」に基づき、緊急度の高いものから修繕、更新及び撤去を計画的に実施していますが、施設の老朽化に伴い、維持管理費が増大し、必要な修繕や更新が追いついていない状況です。

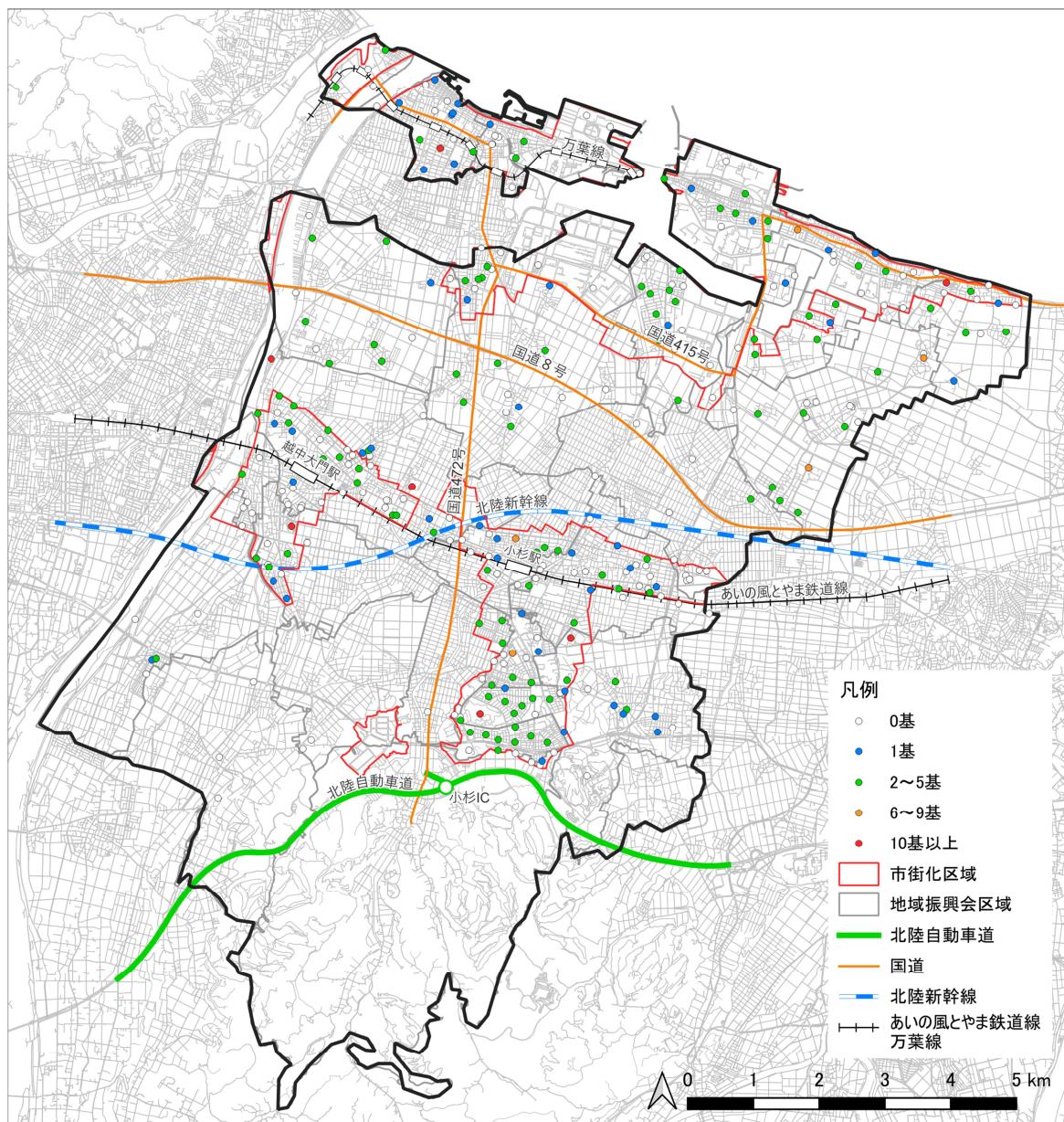
特に遊具、トイレ、パーゴラ・東屋などの主要施設は、更新や大規模な修繕に多額の費用を要するほか、日常的な清掃、点検、修繕などの維持管理にも継続的な費用負担が生じるため、今後は経済的負担の更なる増大が懸念されます。

(1) 遊具

本市で管理する 302 箇所の公園緑地のうち、170 箇所において遊具が設置されており、総遊具数は 572 基です。

遊具の耐用年数は約 10~15 年であり、危険性が高い遊具から順次更新や撤去を進めていますが、老朽化した施設数の増加が課題となっています。

【遊具が設置されている公園緑地の分布（総遊具数別）】

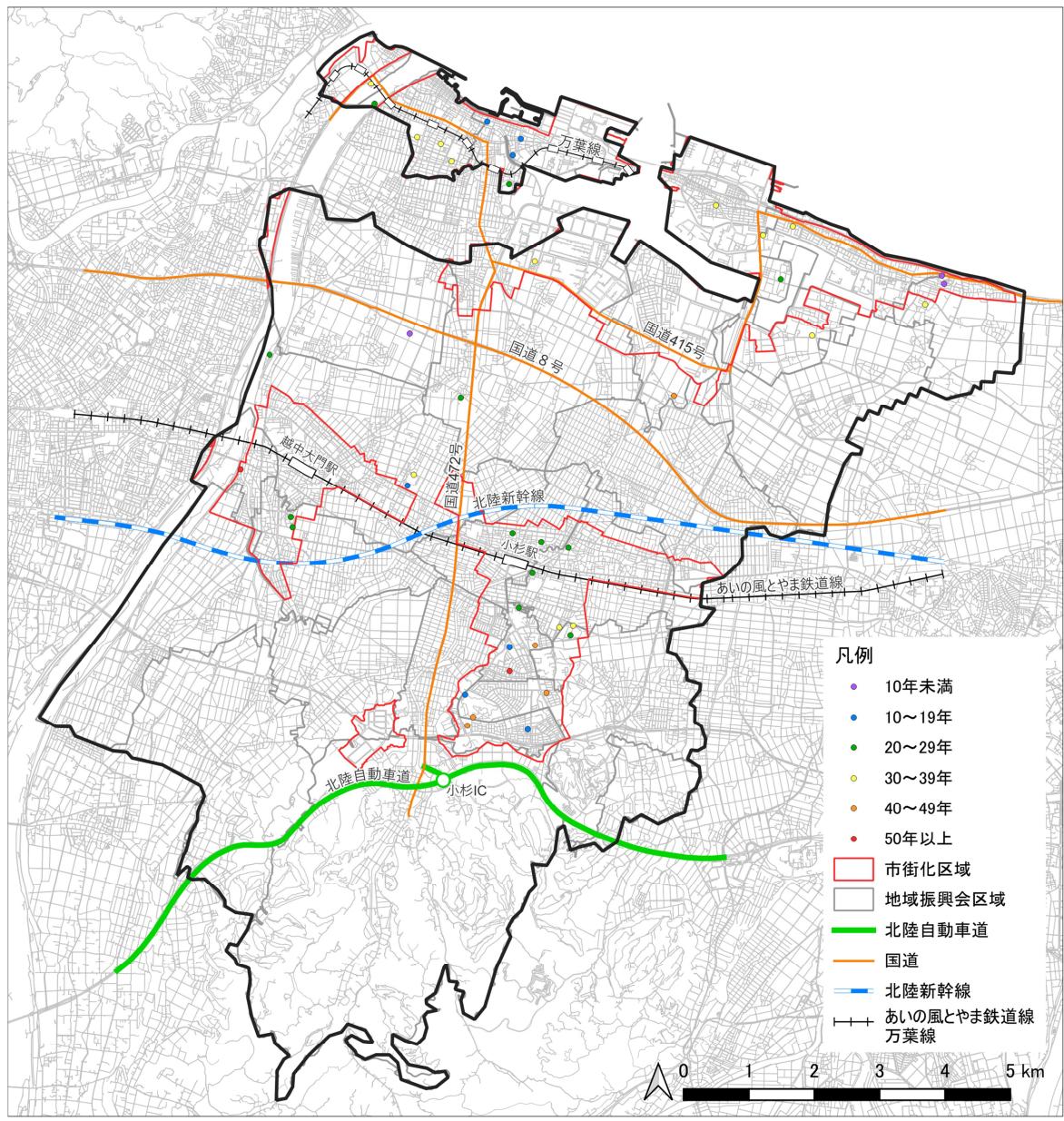


出典: 庁内資料(令和7年4月1日時点)

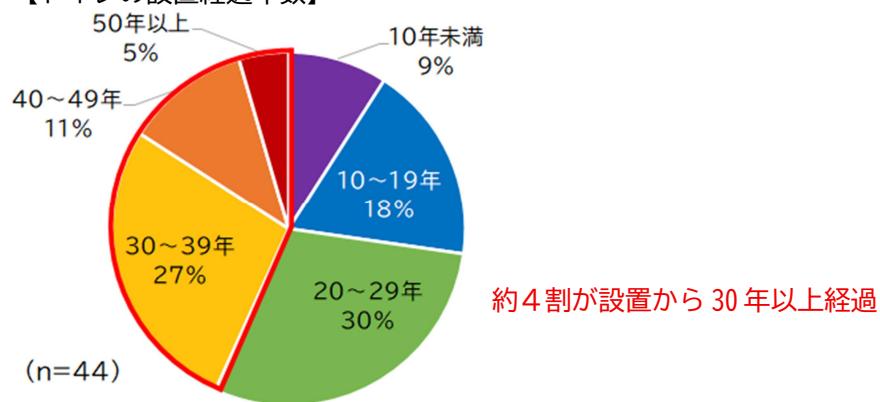
(2) トイレ

本市で管理する38箇所の公園緑地において44箇所のトイレが設置されており、約4割が設置から30年以上経過していることから、トイレの老朽化対策や衛生環境の改善、バリアフリー対応が課題となっています。

【公園緑地に設置されているトイレの分布（設置経過年数別）】



【トイレの設置経過年数】

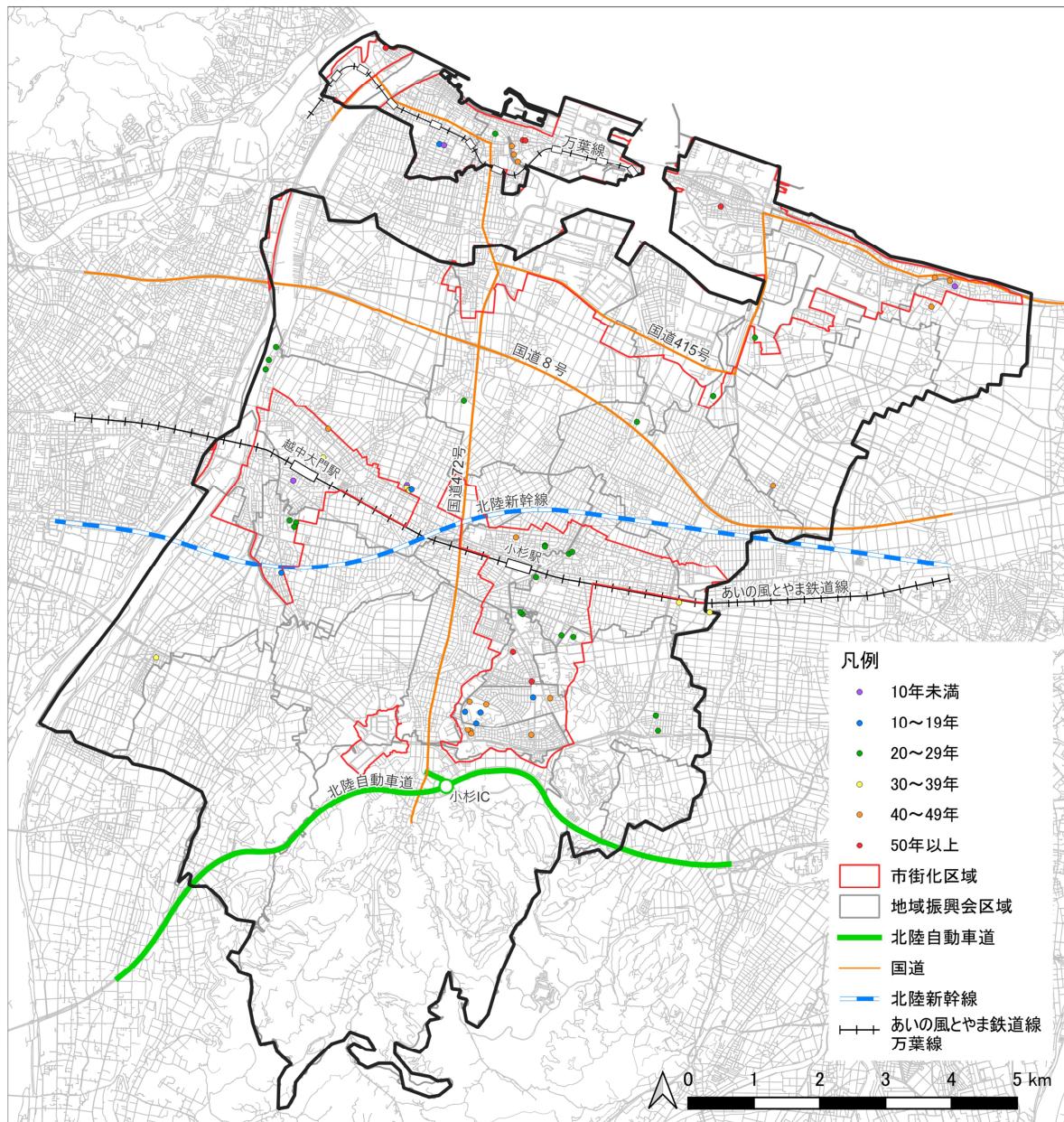


出典:府内資料(令和7年4月1日時点)

(3) パーゴラ・東屋

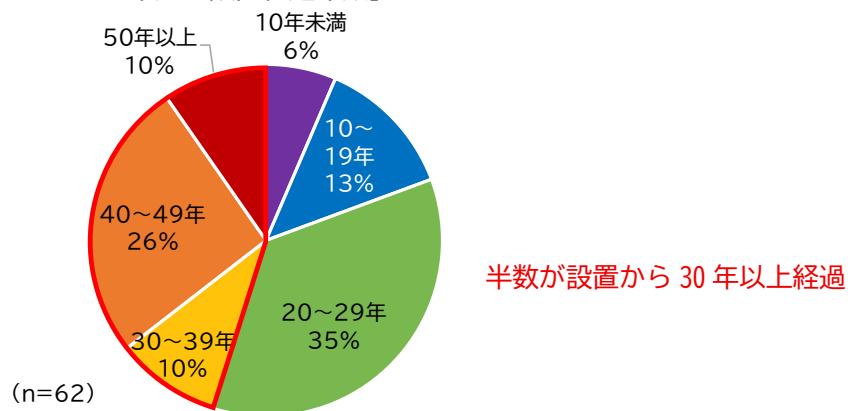
本市で管理する38箇所の公園緑地において62基のパーゴラや東屋が設置されており、約半数が設置から30年以上経過していることから、老朽化した施設数の増加が課題となっています。

【公園緑地に設置されているパーゴラ・東屋の分布（設置経過年数別）】



出典：府内資料(令和7年4月1日時点)

【パーゴラ・東屋の設置経過年数】

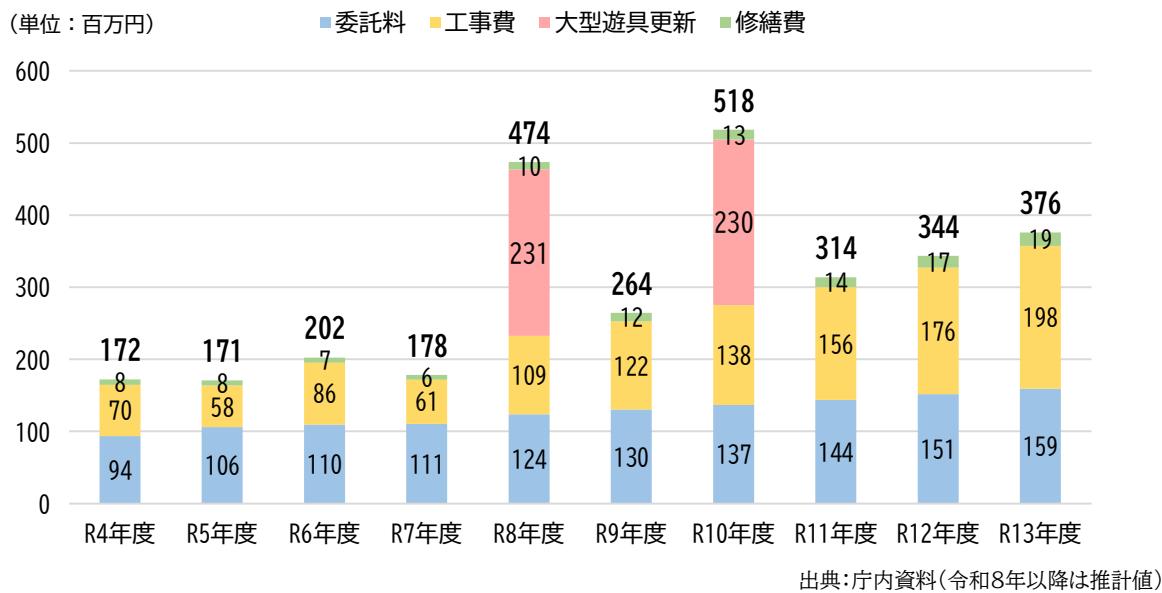


6. 公園緑地の維持管理状況

(1) 維持管理費の推移

植栽の管理や、老朽化に伴う施設の修繕・更新にかかる費用は、近年は2億円程度で推移していますが、令和8年度以降は人件費や物価の高騰の影響を受け、増加傾向が推測されます。

【公園緑地の年間維持管理費の推移】

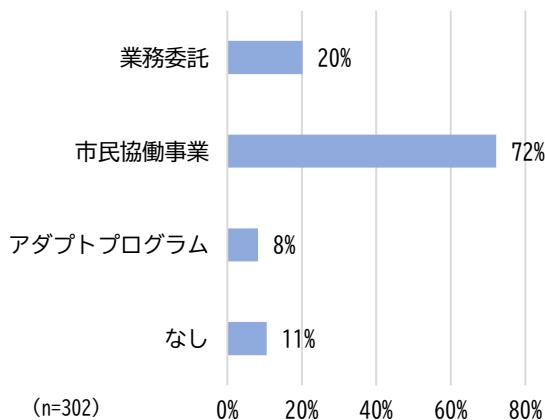


(2) 公園緑地の管理状況

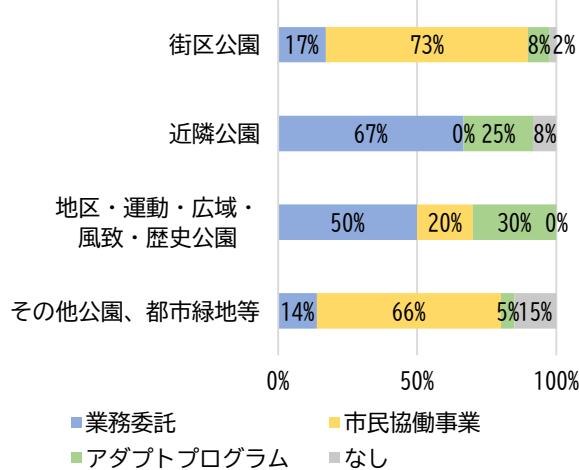
公園緑地数の約7割が市民協働事業によって地域住民の手で草刈りなどの日常管理がされており、約2割が業務委託により管理されています。

日常管理以上の剪定や伐採など植栽の管理は、業務委託にて実施していますが、成長しすぎた樹木の管理が追いついていない状況となっています。

【公園緑地の管理状況】



【公園種別の管理状況の割合】



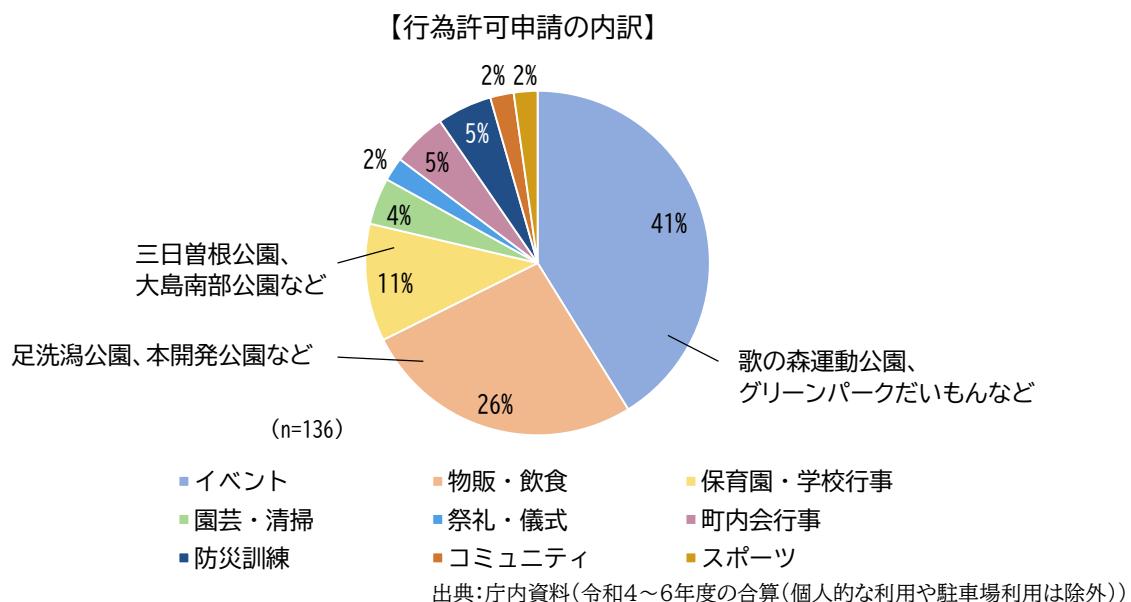
出典：府内資料（令和7年4月1日時点）

7. 公園緑地の利活用状況

公園緑地に対して申請される、行為許可申請及び設置・管理許可申請により、どのように公園緑地が利用されているかを定量的に整理します。

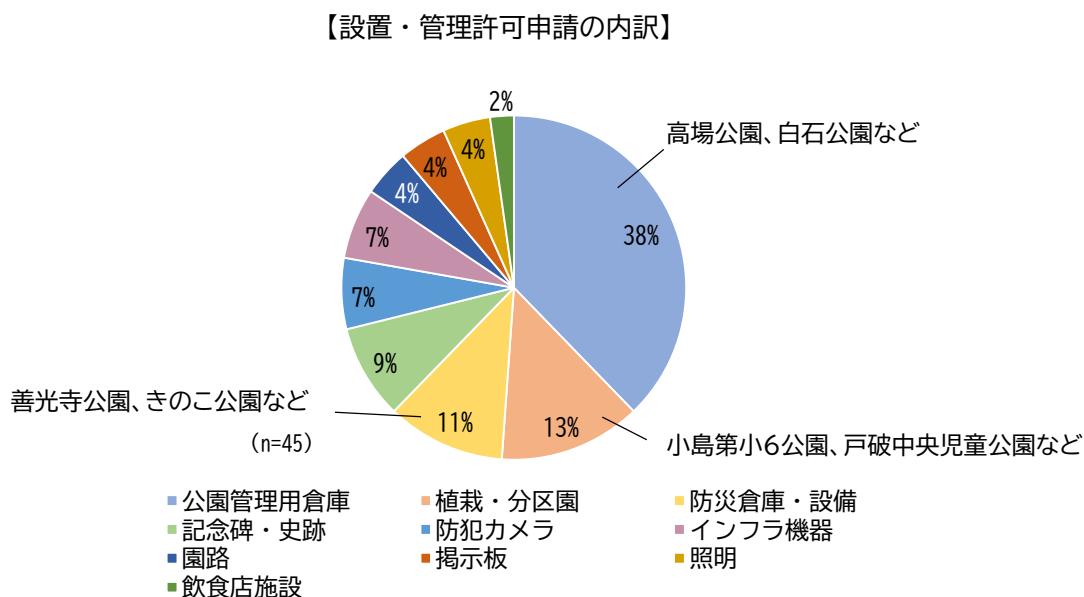
(1) 都市公園内行為許可申請

射水市都市公園条例第7条の規定により、公園緑地を使用したい場合に必要な申請です。過去3年間では、市内17箇所の公園緑地において136件の申請があり、イベントや物販・飲食の申請がここ数年で増加し、申請数の約7割を占めています。



(2) 公園施設設置・管理許可申請

射水市都市公園条例第2条の規定により、公園管理者以外の者が、施設を設置・管理する場合に必要な申請です。市内32箇所の公園緑地に45件の申請があり、公園管理用倉庫が申請数の約4割で最も多くなっています。



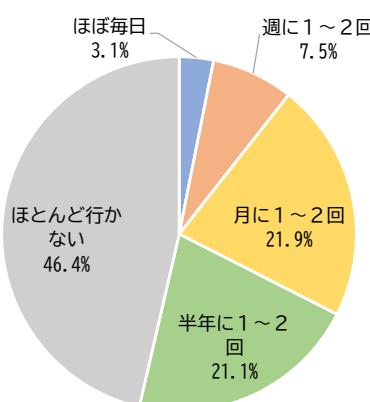
8. 市民の利用状況や意向について

「射水市緑の基本計画」の策定に伴い、満18歳以上の射水市民2,500人を対象に、身近な地域における緑や公園に関して、令和5年9月に住民意向調査を実施しました。その中から、身近な公園緑地の利用状況や再編に対する意向についての質問項目を抜粋し、現況の公園緑地に対するニーズを把握します。

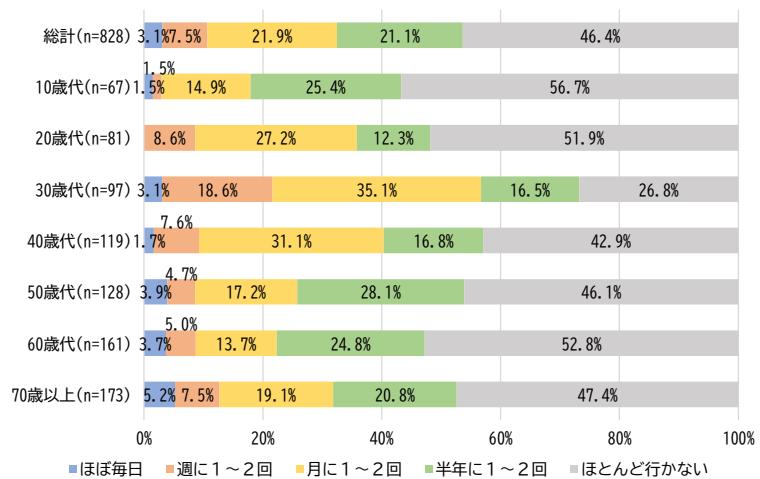
(1) 公園に行く頻度

「ほとんど行かない」が約半数を占めており、次いで「月に1～2回」が21.9%、「半年に1～2回」が21.1%となっています。年代別に見ると、30歳代は他の年代と比較して公園に行く割合が16.1ポイント高くなっています。

【公園に行く頻度（全体）】

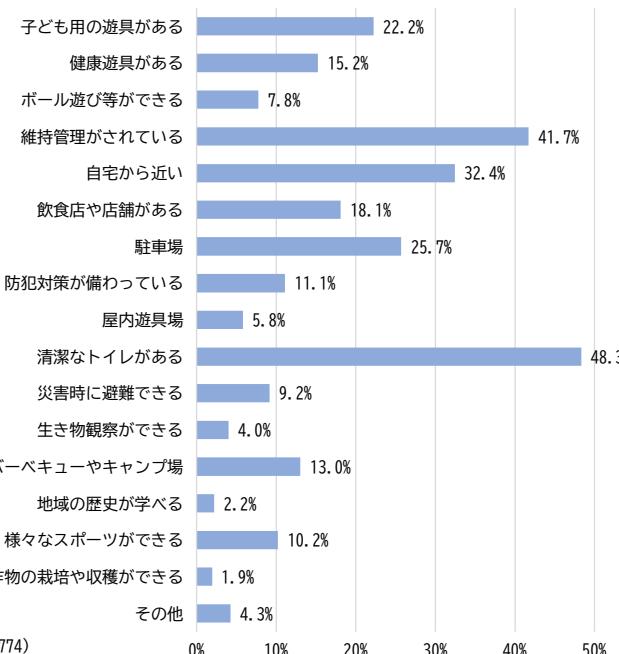


【公園に行く頻度（年代別）】



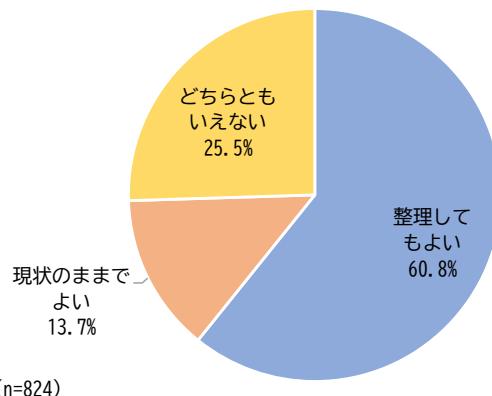
(2) 身近な公園や広場に行きたくなる（行く頻度が上がる）要素（3つまで回答）

「清潔なトイレがある」が48.3%と最も多く、次いで「維持管理がされている」が41.7%、「自宅から近い」が32.4%となっています。



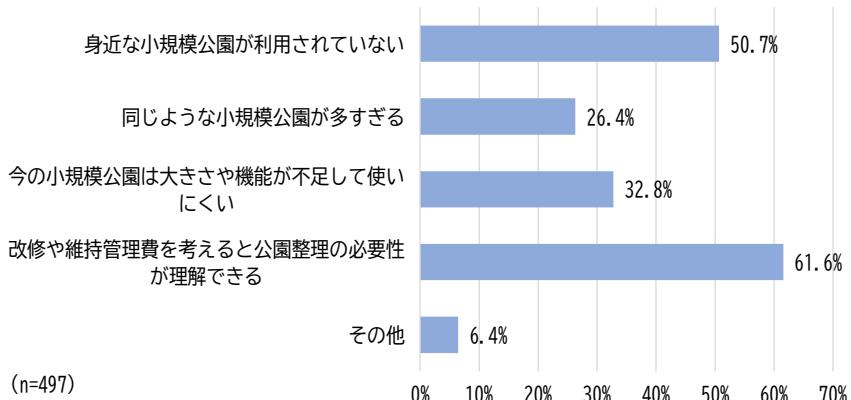
(3) 公園をまとめたり、ニーズに応じた機能にリニューアルすることに対する意向

「整理してもよい」が 60.8%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が 25.5%、「現状のままでよい」が 13.7%となっています。



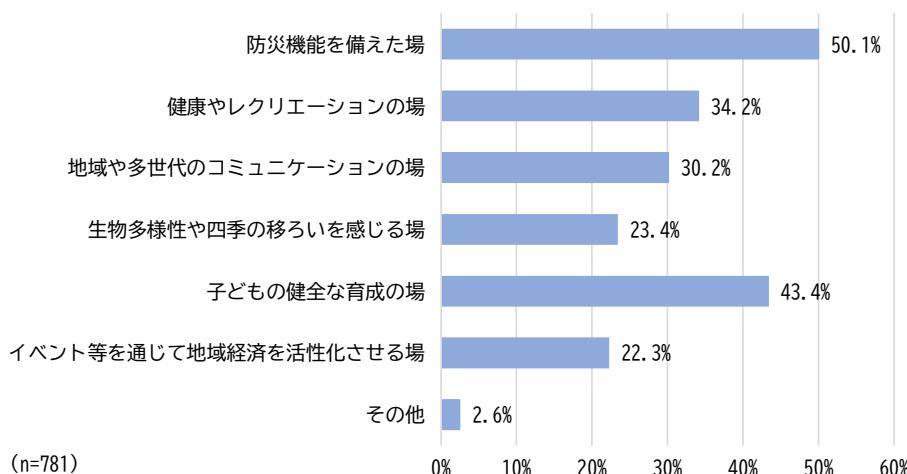
(4) (3) で「整理してもよい」を選択した理由

「改修や維持管理費を考えると公園整理の必要性が理解できる」が 61.6%と最も多く、次いで「身近な小規模公園が利用されていない」が 50.7%、「今の小規模公園は大きさや機能が不足して使いにくい」が 32.8%となっています。



(5) 身近で利用されていない公園や広場等の効果的な活用方法

「防災機能を備えた場」が 50.1%と最も多く、次いで「子どもの健全な育成の場」が 43.4%、「健康やレクリエーションの場」が 34.2%となっています。



9. 現況と課題の整理

本市の公園緑地における現況から課題を整理します。

| 【項目】 | 【現況】 | 【課題】 |
|--------|---|---|
| 人口 | <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少や少子高齢化が進行しており、今後もこの傾向が続く見込みである。 | <p>→ ①公園緑地の維持管理においても担い手不足が懸念される。</p> |
| 整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・一人当たりの都市公園面積は 24.6 m²/人であり、県平均の 16.2 m²/人と比較して約 1.5 倍大きくなっている。 | <p>→ ②県平均と比較して都市公園が充実しているが、人口減少の進行により、一人当たりの都市公園面積が増加し住民の負担が増えるため、配置や規模などを見直す必要がある。</p> |
| 配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地数の約 9 割で誘致圏の重複がみられる。 | <p>→ ③公園緑地の近接配置により、利用されていない公園緑地が顕在化しているため、用途や機能の見直しにより効率的な配置が求められる。</p> |
| 設置経過年数 | <ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地数の約 7 割が設置から 30 年以上経過している。 | <p>→ ④公園緑地の設置から年数が経ち、公園施設の老朽化が進んでいると推測される。</p> |
| 公園施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・半数以上の公園緑地に遊具が設置されている。 ・老朽化した公園施設が多数存在している。修繕・更新・撤去は順次行われている。 | <p>→ ⑤遊び用途の公園緑地が近接していくつも配置されていたり、公園用途が利用者ニーズと一致していない可能性がある。</p> <p>→ ⑥老朽化により対応が必要な施設数が増加していることから、主要施設の方針を定め、計画的な管理が必要である。</p> |
| 維持管理費 | <ul style="list-style-type: none"> ・植栽の管理や老朽化に伴う施設の修繕・更新にかかる費用は、年間約 2 億円程度で推移している。 | <p>→ ⑦今後も人件費や物価高騰の影響を受けた増加傾向が推測され、限られた財源で今後も維持管理コストを賄えるかが不透明である。</p> |

| 【項目】 | 【現況】 | 【課題】 |
|----------------|---|--|
| 日常管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地数の7割以上が地域型市民協働事業及びアダプトプログラムにより草刈りなどの日常管理がされている。 ・植栽の管理は業務委託により実施されているが、成長しそぎた樹木の管理が追いついていない。 | <p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑧担い手の高齢化や活動の継続性を考慮すると、管理負担の軽減が必要である。 ⑨植栽や樹木の数や配置の整理が必要である。 |
| 利活用状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・基幹的な公園緑地は、イベントなど不特定多数の利用を目的とした利用がある一方で、規模を問わず学校や地域行事などで近隣住民の利用を目的とした利用がある。 ・申請を伴う利用がない公園緑地は、利用状況の実情把握が困難である。 ・公園緑地は公園管理用または防災倉庫、分区園、防災設備や記念碑などの設置場所として活用されている。 | <p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑩詳細な利用状況や地域住民ニーズを把握し、公園緑地の必要性や機能などの整理が必要である。 |
| 市民ニーズ(アンケートより) | <ul style="list-style-type: none"> ・公園に行く頻度は低いが、清潔なトイレであることや、維持管理がされていれば公園に行く頻度が上がると回答している。 ・回答者の約6割が「利用されていない公園を整理してもよい」と回答している。 ・利用されていない公園や広場等の活用方法として、防災機能を備えた場や子どもの健全な育成の場とすることが求められている。 | <p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑪行きたくなる公園緑地となるよう、公園施設の充実や維持管理の改善が必要である。 ⑫地域住民の合意形成を図りつつ、地域性や世代、利用状況に応じた公園緑地の機能分担、再編・統廃合を検討する必要がある。 |

第3章 公園緑地の再編に向けて

1. 公園緑地の効果とは

公園緑地の効果は、一般的に存在効果と利用効果に大別されます。存在効果は、公園緑地が存在することによって、都市機能、都市環境等都市構造上にもたらされる効果であり、利用効果は、公園緑地を利用する都市住民にもたらされる効果のことです。

【公園緑地の効果】

| 分類 | 内容 |
|------|---|
| 存在効果 | 都市形態規制効果 無秩序な市街化の連鎖の防止等都市の発展形態の規制・誘導 |
| | 環境衛生的効果 ヒートアイランドの緩和等都市の気温の調節、騒音・振動の吸収、防風、防塵、大気汚染防止、省エネルギー効果等 |
| | 防災効果 大規模地震火災時の避難地、延焼防止、爆発等の緩衝、洪水調節、災害危険地の保護等 |
| | 心理的効果 みどりによる心理的安定効果、美しく潤いのある都市景観、郷土に対する愛着意識の涵養 |
| | 経済的効果 みどりの存在による周辺地区への地価上昇等の経済効果、地域の文化・歴史資産と一体となった緑地による観光資源等への付加価値 |
| | 自然環境保全効果 |
| | 生物の生息環境保全効果 |
| 利用効果 | 休養・休息の場 |
| | 子どもの健全な育成の場 |
| | 競技スポーツ、健康運動の場 |
| | 教養、文化活動等様々な余暇活動の場 |
| | 地域のコミュニティ活動、参加活動の場 |

存在効果



緑の適切な配置による
良好な街並みの形成



緑陰の提供、気温の緩和、
大気汚染の改善



省エネルギー化
(屋内外の気温の調節)



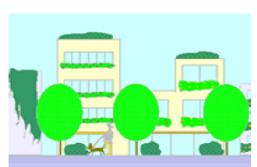
延焼の遅延や防止



災害時の避難場所



流出量の調整・洪水の予防



都市景観に潤いと秩序を与える



行楽・観光の拠点

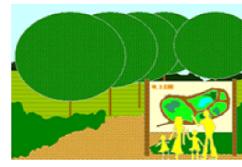


生物の生息環境

利用効果



休養・休息の場



教養、文化活動等様々な
余暇活動の場



子供の健全な育成の場、
競技スポーツ健康運動の場

出典：公園緑地マニュアル令和5年度版

2. 基本方針

前章の現況と課題の整理及び公園緑地の効果を踏まえ、本市で管理する公園緑地の機能分担、再編・統廃合など、機能再編に向けた基本的な考え方を下記に示します。

基本方針1 多様なニーズに応じた特色ある公園づくりの推進

関連する課題：⑤、⑩、⑪、⑫

- ・利用者ニーズ調査などにより公園緑地ごとの使われ方を把握し、より多様な地域・年代に利用される賑わいある公園緑地を目指します。
- ・機能再編を地域住民とともに進め、地域特性や利用者ニーズに応じた特色ある公園づくりを推進します。
- ・遊び・交流・防災・環境など多様な機能をバランス良く充実・強化させることでストック効果を高め、魅力ある公園づくりを目指します。

基本方針2 公園緑地の再編による維持管理コストの適正化

関連する課題：①、④、⑥、⑦、⑧、⑨

- ・公園の配置や公園施設の設置数を評価・整理し、計画的に修繕・更新・撤去を進めることで、維持管理コストの適正化を目指します。
- ・大型遊具の更新などの大規模な支出が特定の期間に集中しないよう、計画的な投資を行い、財政負担の平準化を図ります。

基本方針3 持続可能な公園管理体制の構築

関連する課題：②、③、⑧、⑩、⑫

- ・公園緑地の機能分担、再編・統廃合により、本市が将来にわたって継続的に管理が行き届く公園の配置や規模を目指します。
- ・地域住民が主体的に身近な公園緑地について検討する機会を創出することにより、地域住民にとっても管理しやすく、愛着の醸成につながる事業を目指します。

3. 再編の考え方

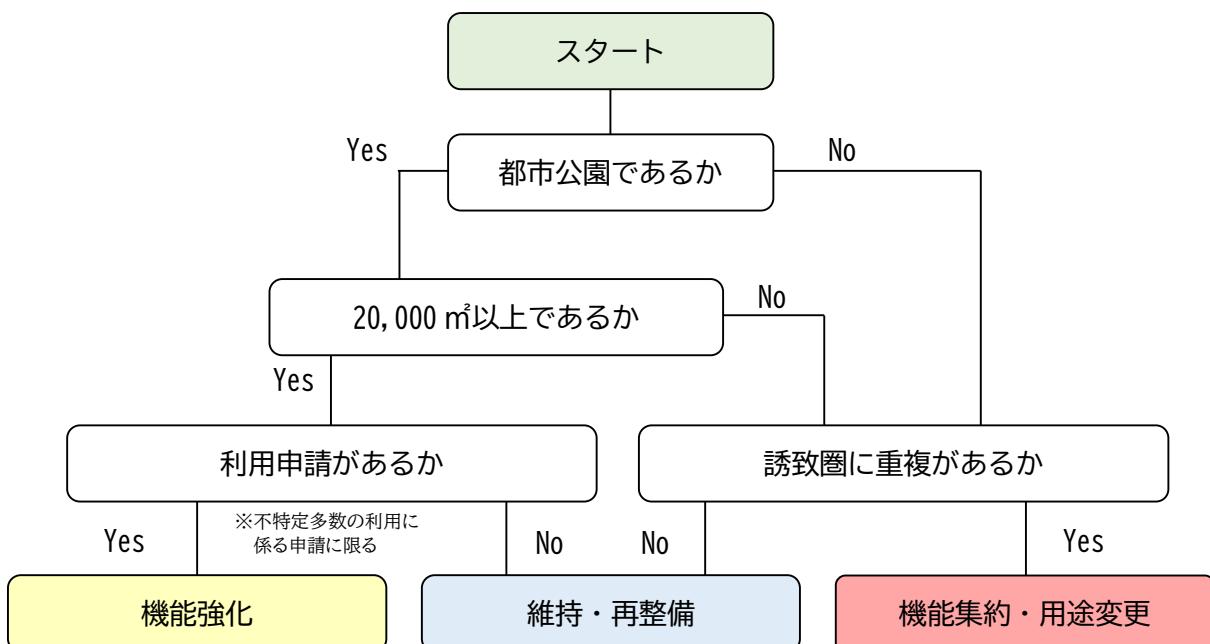
公園緑地の再編にあたっては、公園緑地の規模や利用状況などを踏まえ、見直しの方向性を「機能強化」、「維持・再整備」、「機能集約・用途変更」の3つに分類します。

「機能集約・用途変更」に該当する公園緑地に対しては、さらに公園緑地の充足状況や経過年数及び誘致圏内の人口を基に評価を行い、再編の優先度を設定します。

また、公園緑地の主要施設である遊具、トイレ、パーゴラ・東屋についても、社会情勢の変化に伴い、効果的かつ持続可能な公園管理の運営が求められることから、見直しの方向性ごとに再編方針を定めます。

(1) 見直しの方向性

各公園緑地における見直しの方向性を以下のフローによって判定します。

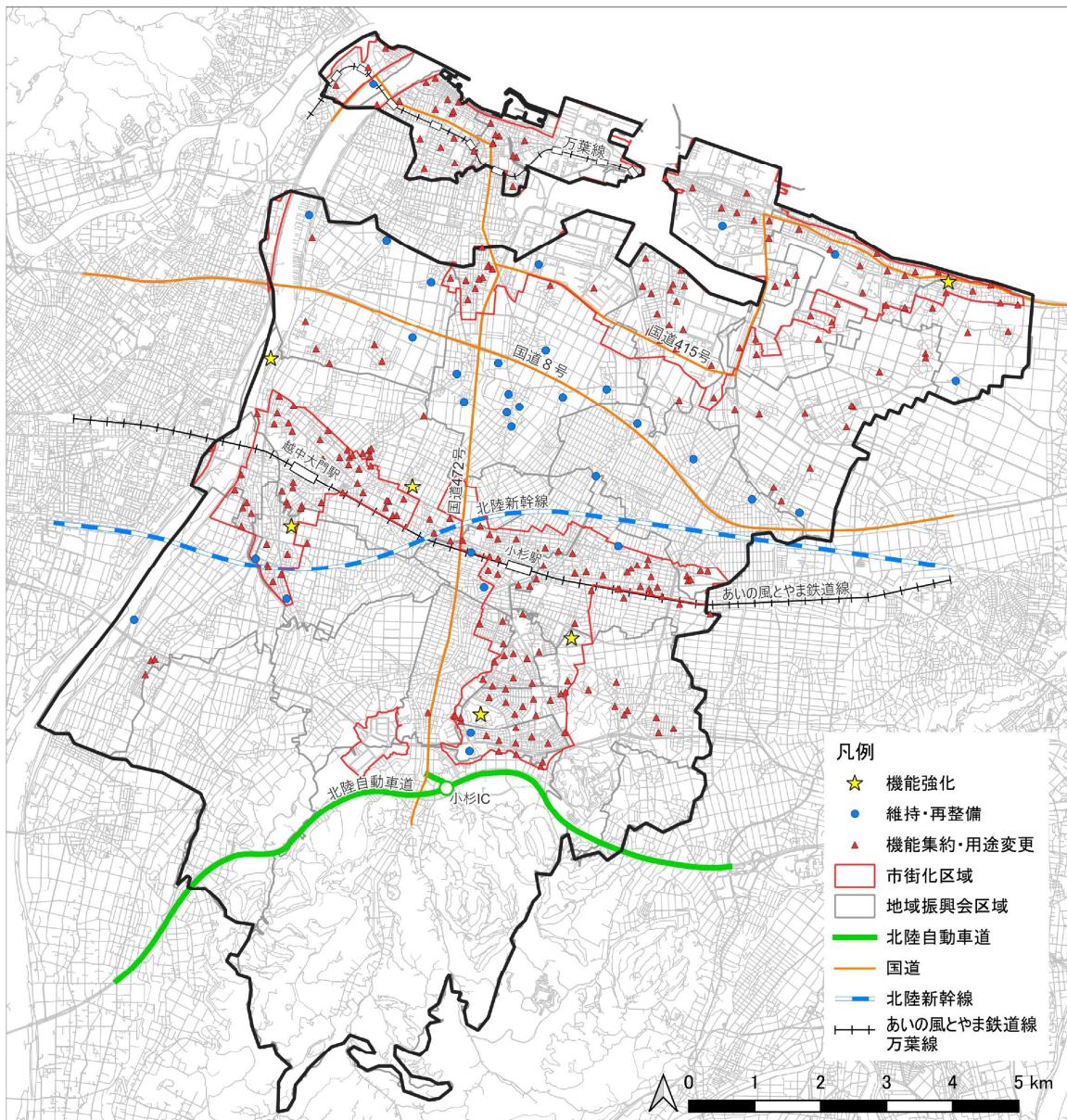


【条件設定の意図】

| 条件 | 意図（ねらい） |
|--------------|--|
| 都市公園であるか | 都市公園法に基づき整備された都市公園かを確認する。 |
| 20,000 m³以上か | 近隣公園の標準規模である 20,000 m³以上の面積規模の場合、広域からの利用も想定し、維持管理や機能強化を行っていく必要があるとみなす。 |
| 利用申請※1 があるか | イベント開催など不特定多数の目的で利用されている公園緑地かを把握する。 |
| 誘致圏に重複があるか | 地域内の公園で利用に偏りがあることが想定されるため、公園緑地が近接しているか配置を確認する。 |

※1 都市公園内行為許可申請があった公園(令和4～6年度)のうち、地域コミュニティ活動やマルシェなど不特定多数の利用目的で申請があった公園(個人的な利用や駐車場利用は除外)

【判定別にみた公園緑地の分布】



| 見直しの方向性 | 内容 | 公園緑地数 |
|--------------|--|--------------|
| 機能強化 | 近隣に居住する者の利用だけでなく、広域からも利用される重要度が高い公園緑地と捉え、現況の公園機能を維持するだけでなく、新たな機能を持つ施設の新設や改築を行うことで、魅力向上を図る。 | 6 (0) |
| 維持 再整備 | 当該公園緑地が位置する街区に居住する者の利用を目的に、現況の公園機能や施設を維持する。また、必要に応じて利用状況や地域のニーズ・実情に合わせた再整備を行う。 | 32 (23) |
| 機能集約 用途変更 | 地域のニーズを踏まえ、機能の分担・集約や、縮小・廃止による用途変更などにより、公園ストックの最適化と再編を図る。 | 264 (129) |
| 合計 | | 302 (152) |

※()内はその他公園の内数を示す

(2) 公園緑地の再編の優先度

見直しの方向性で「機能集約・用途変更」に該当する 264 箇所の公園緑地において、以下の 3 つの項目により評価し、再編の優先度を決定します。

各項目における課題が多いほど配点を低く設定し、合計評価点が低いほど再編の優先度が高い公園緑地とします。

【評価方法】

| 評価項目 | 評価基準 | 評価点 | 考え方 |
|---|---------------|-----|---|
| 1 充足状況 (誘致圏の重複数) 対象の公園緑地を含めた誘致圏内の公園緑地の最大重複数 | 4以上 | 1点 | 近接する公園緑地が多いと、同種の遊具が複数公園に設置されているなど非効率な配置になっていることや、利用頻度の偏りが顕在化していることが推測されるため。 |
| | 3 | 2点 | |
| | 2 | 3点 | |
| | 1 | 4点 | |
| 2 経過年数 設置年数がわからないものは、設置施設のうち最も古い設置年を採用 | 50 年以上・不明 | 1点 | 老朽化が進んでいる公園は、ストック再編の優先度が高いと推測されるため。 |
| | 40 年以上 50 年未満 | 2点 | |
| | 30 年以上 40 年未満 | 3点 | |
| | 20 年以上 30 年未満 | 4点 | |
| | 10 年以上 20 年未満 | 5点 | |
| | 10 年未満 | 6点 | |
| 3 誘致圏内的人口 国勢調査基本単位区の人口を誘致圏の面積で按分 | 100 人未満 | 1点 | 誘致圏内の人団が多いほど、再編後も多くの公園利用者が見込めるため。 |
| | 100~199 人 | 2点 | |
| | 200~299 人 | 3点 | |
| | 300 人以上 | 4点 | |

【評価結果】

| 合計評価点 | 公園緑地数 | 再編の優先度 |
|-------|----------|-------------------|
| 3点 | 4(4) | 高 |
| 4点 | 13(11) | |
| 5点 | 40(32) | |
| 6点 | 41(11) | 中 |
| 7点 | 65(22) | |
| 8点 | 51(29) | |
| 9点 | 31(12) | |
| 10点 | 15(6) | 低 |
| 11点 | 4(2) | |
| 合計 | 264(129) | ※()内はその他公園の内数を示す |

(3) 主要施設の再編方針

公園緑地の主要施設（遊具、トイレ、パーゴラ・東屋）について、次のとおり見直しの方向性ごとに再編方針を定め、必要性、利用状況、施設の老朽度などを総合的に判断し、主要施設の再編に取り組みます。

【主要施設の再編方針】

| 施設 | 見直しの方向性 | | |
|---------|----------------|-----------|------------|
| | 機能強化 | 維持・再整備 | 機能集約・用途変更 |
| 遊具 | 重点的かつ計画的に更新・新設 | 計画的な更新・新設 | 機能分担や集約、撤去 |
| トイレ | 更新または機能強化 | 計画的な更新 | 撤去 |
| パーゴラ・東屋 | 更新または機能強化 | 計画的な更新 | 撤去 |

※各施設の再編方針は、地域と協議した上で決定する。

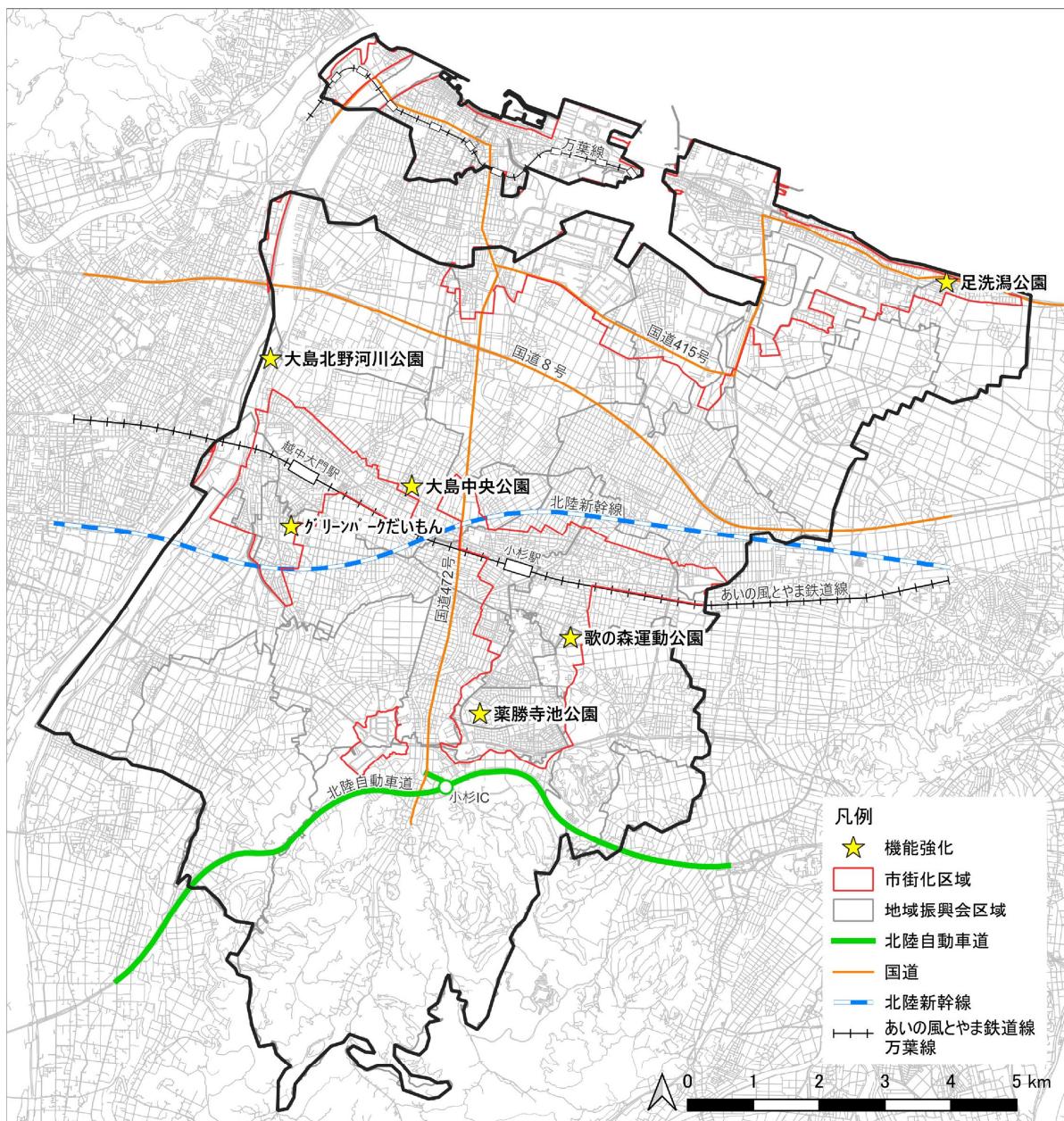
4. 今後の取組

(1) 見直しの方向性ごとの取組内容

見直しの方向性ごとの主な取組内容は次のとおりであり、地域と丁寧に協議しながら、段階的に取り組みます。

1) 機能強化

【機能強化に判定された公園緑地の分布】

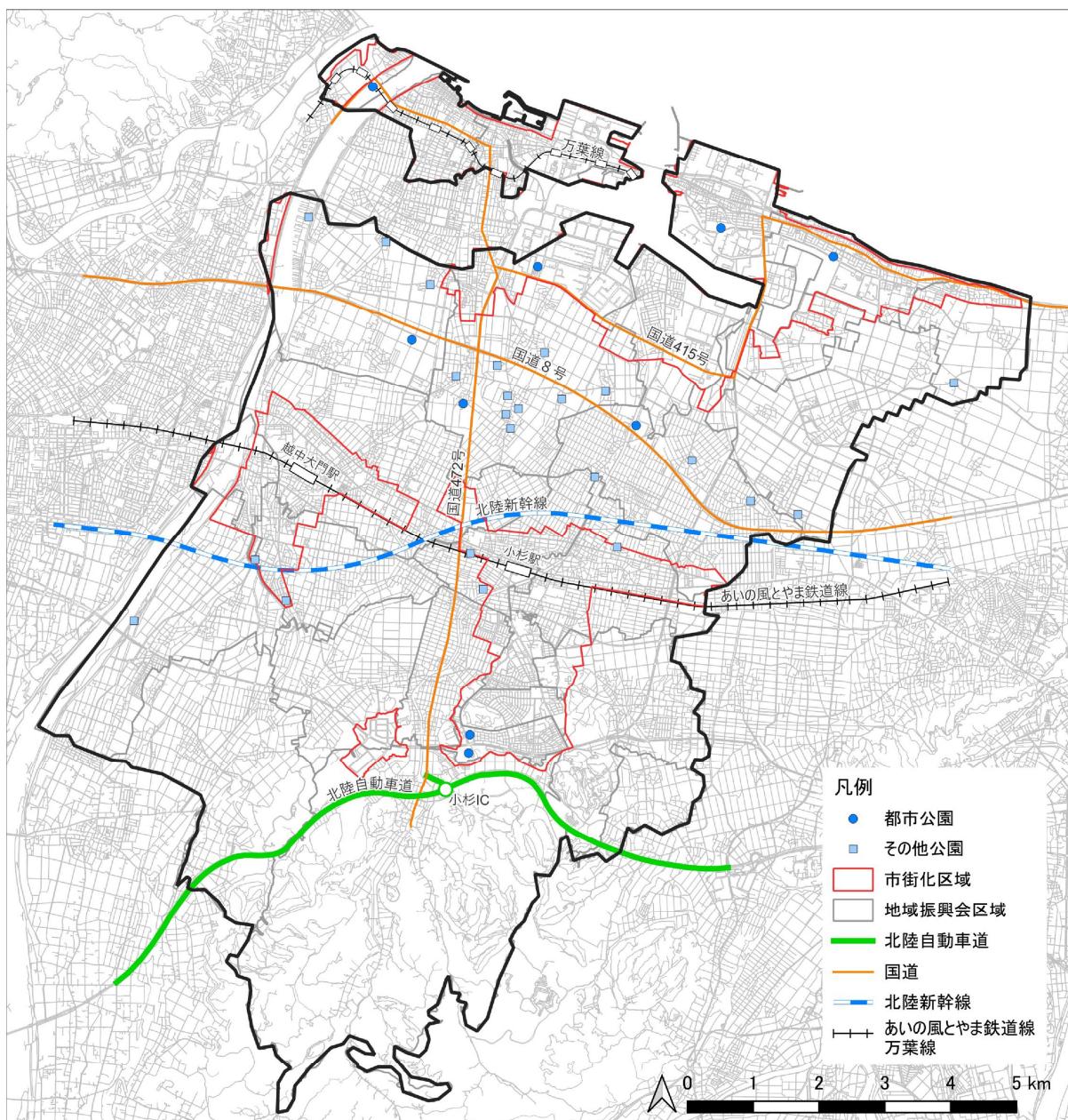


主な取組内容

- ・インクルーシブな遊具や健康遊具など様々な利用目的に応じた遊具整備
- ・歩きやすい園路、屋内遊具場、水遊びができる施設など利用価値を高める機能の追加
- ・駐車スペースや休憩施設の増設、トイレなど便益施設の更新
- ・イベントなどで活用できる多目的スペースの再整備
- ・安全性・快適性に配慮した園路整備やフェンス、側溝蓋の設置
- ・防災機能を高める施設の整備

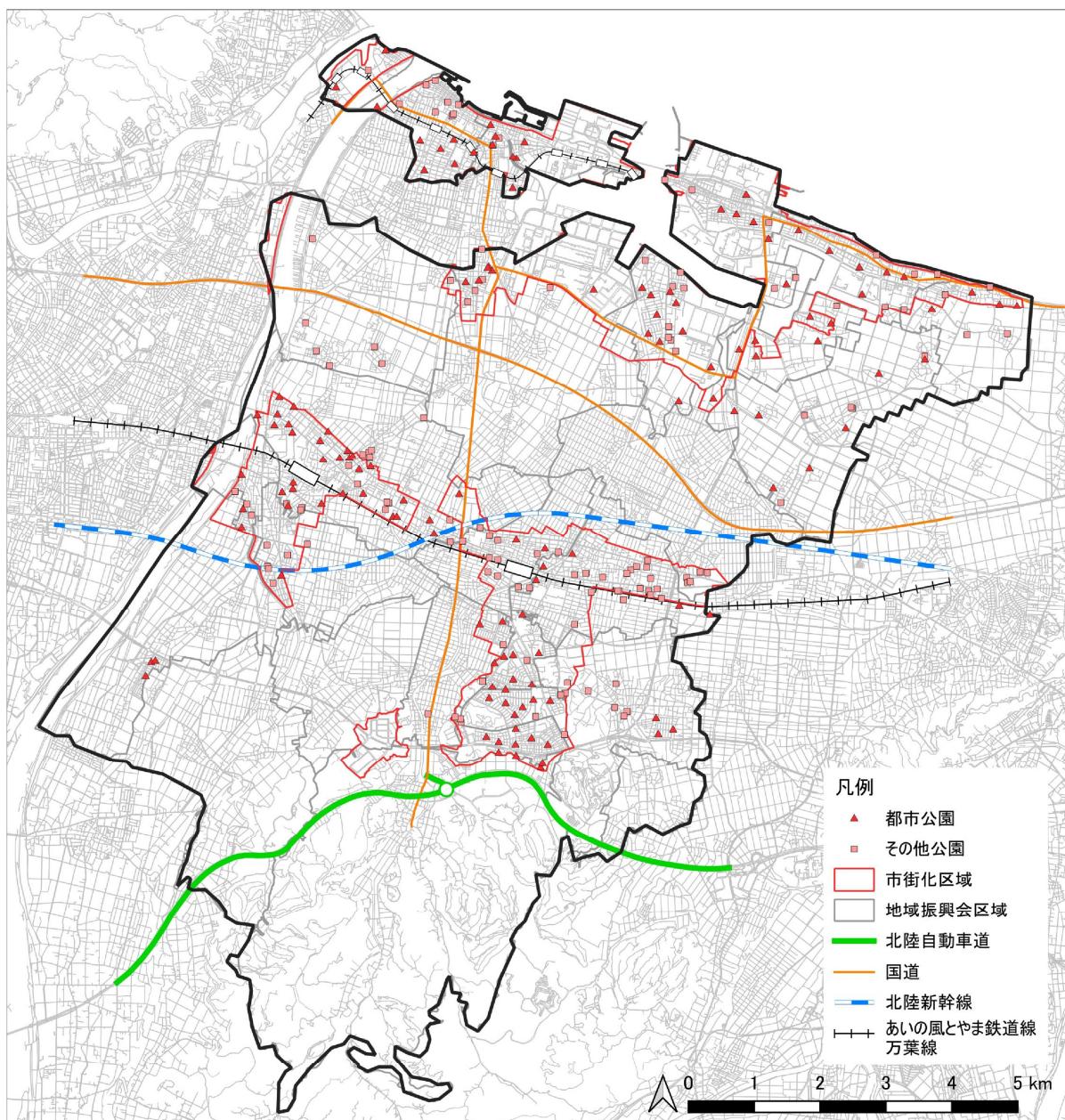
2) 維持・再整備

【維持・再整備に判定された公園緑地の分布】



3) 機能集約・用途変更

【機能集約・用途変更に判定された公園緑地の分布】



主な取組内容

- 複数公園の機能の集約（周辺で重複する遊具や広場の整理）
- コミュニティセンター周辺での駐車場化など、地域の実情に応じた用途変更
- 高齢化が進む地域における維持管理しやすい施設整備の検討
- 活用されていない公園緑地の統廃合や規模縮小の検討
- 観光エリア周辺など駐車場が不足するエリアにおける多目的な活用の検討
- 保育園の周辺など、必要性が高い公園緑地への機能集約
- 企業団地内など立地特性に応じた用途変更や施設整備の検討

(2) 再編の進め方

再編の個別計画の策定については、以下の手順で行います。

1. 対象エリアの抽出

「機能集約・用途変更」に該当する公園緑地が密集している地域を、再編の実施工エリアとして設定します。



2. 実施工エリア内の公園緑地における利用状況などの把握

各公園緑地の利用頻度や困りごと、必要な機能などを把握するために、地域住民へアンケート調査等を実施します。また、子育て世代や高齢者、保育所・小学校、地域振興会など多様な世代や関係機関の方々と必要に応じて対話の機会を設けます。



3. 個別計画（素案）の検討

地域住民へのアンケート調査や対話で得られた内容や、法的・技術的・予算的な制約を整理し、具体的な個別計画の素案を作成します。



4. 具体的な個別計画の策定

個別計画（素案）をもとに、地域振興会など関係者との合意形成を図り、各公園緑地の具体的な個別計画を決定します。



5. 再編の実施

個別計画に基づき、整備を実施します。各公園緑地の再整備にあたっては、近隣住民や関係機関と連携しながら段階的に取り組みます。



6. 効果検証

対象エリアにおける公園緑地の再整備が完了した時点で、公園緑地の再編による利用頻度や地域住民の意識の変化などの効果を検証し、他エリアでの効果的な再編事業につなげます。

(3) 実現に向けて

公園緑地の再編にあたり、見直しの方向性や再編の優先度を客観的に評価した結果、太閤山地域など都市計画法や土地区画整理法に基づく宅地造成が行われた地域では、誘致圏の重複が多くみられ、再編の優先度が高い公園緑地が密集しています。このような地域を念頭に置きながら、本計画で定めた方針や評価及び財政面を考慮しつつ、地域と丁寧に協議しながら、段階的に取り組みます。

また、公園ストック全体の最適化を目指すため、公園緑地数や機能、施設数の縮小や縮減が必須である一方、公園緑地への遊具の新設や園路・広場の更新を含めた機能の充実、複数の小規模公園を集約した新たな中規模公園の新設も必要に応じて検討します。

その他、都市計画法や土地区画整理法に基づき整備される開発公園や、国土強靭化計画など関連計画に基づき、政策的に整備される公園緑地については、既存の公園緑地を含めながら、施設内容を検討します。

5. 目標設定と計画の進行管理

(1) 再編の目標指標

本計画では、評価の対象とする公園緑地 302 箇所において、ストック再編（公園緑地の機能分担、再編・統廃合）に着手した公園緑地の箇所数を目標指標として設定します。

【目標指標】

| 指標 | 現況 令和 7 年度 | 中間年次 令和 15 年度 | 目標年次 令和 25 年度 |
|------------------|---------------|------------------|------------------|
| ストック再編に着手した公園緑地数 | — | 30 箇所 | 60 箇所 |

(2) 本計画の管理と見直しについて

本計画は、令和 25(2043)年度が目標年次となっていますが、社会情勢の変化や、計画を推進していく上で得られる知見や新たな課題などを踏まえ、射水市緑の基本計画等の関連計画の見直しにあわせ、本計画も定期的に検証・見直しを行うことを想定します。